

(その1)

# 収 支 報 告 書

令和 〇 年 分

1 政治団体の名称  
(ふりがな)  
自由民主党 愛媛県林業関係支部

2 主たる事務所の所在地  
松山市三番町4-4-1

3 代表者の氏名  
高山 康人

4 会計責任者の氏名  
井谷 淳郎

事務担当者の氏名  
向井 文能  
(電話) 089-941-0164

(電話) \_\_\_\_\_  
(電話) \_\_\_\_\_  
(電話) \_\_\_\_\_



※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類	
資金管理団体の届出をした者の氏名	_____

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	
_____	_____
公職の種類	
_____	_____

資金管理団体の指定の期間	
令和 〇 年 〇 月 〇 日から	
令和 〇 年 〇 月 〇 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 〇 年 〇 月 〇 日から	
令和 〇 年 〇 月 〇 日まで	

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

	十億	百万	千	円	
収 入 総 額				<del>715808</del>	114,508
(前年からの繰越額)				<del>65108</del>	63,808
(本年の収入額)				50700	
支 出 総 額				<del>50700</del>	63,300
翌年への繰越額				<del>65108</del>	51,208

## 2 収入項目別金額の内訳

### (1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金 額			50700	
員 数				39

### (2) 寄附

ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附					
(うち特定寄附)					
(イ) 法人その他の団体からの寄附					
(ウ) 政治団体からの寄附					
小計 (ア) + (イ) + (ウ)					
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)					
イ 政党匿名寄附					
合 計 (ア+イ)					

令和4年7月22日 訂正 会計責任者 荒 芳 亀

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目		金 額				備 考
		十億	百万	千	円	
1	経常経費					
	(1) 人件費					
	(2) 光熱水費					
	(3) 備品・消耗品費					
	(4) 事務所費					
	小 計					
2	政治活動費					
	(1) 組織活動費				<del>50700</del>	63,300
	(2) 選挙関係費					
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費					※ア～エの小計
	ア 機関紙誌の発行事業費					
	イ 宣伝事業費					
	ウ 政治資金パーティー開催事業費					
	エ その他の事業費					
	(4) 調査研究費					
	(5) 寄附・交付金					
	(6) その他の経費					
	小 計				<del>50700</del>	63,300
	合 計				<del>50700</del>	

令和4年7月22日 訂正 会計責任者 佐野 勉

63300

(注) 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、「備考」欄に内書でその額を記入し、併せて様式(その16)にその内訳を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 <u>組織活動費</u> ( <u>組織対策費</u> )				
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								
その他の支出								
合計								

(注1) 1件5万円以上の支出は個別に記載し、1件5万円未満の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。  
(注2) 国会議員関係政治団体は、1件1万円超(1万1円以上)の支出は個別に記載し、1件1万円以下の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。

令和4年7月22日 訂正 会計責任者 芝 芳徳

63300

(その17)

## 資 産 等 の 状 況

### 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

## 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 5 月 26 日

政治団体の名称

自由民主党愛媛県村松支部

会計責任者の氏名

井谷 凌平

代表者の氏名（代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

- (備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りでない。